

原文

戸籍にはのせておらず、不正確である。

朝廷は、715（^{れいき}靈龜元）年、浮浪や逃亡した農民を本籍地にもどすことなく、浮浪・逃亡先で戸籍にのせて税を賦課
するという

修正文

朝廷は、715（^{れいき}靈龜元）年、浮浪や逃亡した農民を本籍地にもどすことなく、その地で調や庸を出させるという